

統一保険料率を基本とする1人あたり保険料収納必要額【試算】

[制度改正への影響を見るための数値であり、市町間の比較はできない。]

納付金算定基礎額＝保険料収納必要総額(本来集めるべき保険料総額) ⇒ 統一保険料率

試算条件等
 ○平成29年度に新制度が適用されたものと仮定し、統一保険料率とするために、納付金算定基礎額が保険料収納必要総額に等しくなるよう公費や経費等を調整するとともに、市町毎の医療費水準は反映(α=0)せず、市町毎の所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分(シェア)を行っている。
 ○所得係数βは国が示した所得係数(医療分=0.95028、支援金分=0.94738、介護分=0.88106)としている。
 応能比率: 応益比率=医療分48.73:51.27、支援金分48.65:51.35、介護分46.84:53.16
 ○現時点で未確定の公費(追加公費1700億円の拡充)等は算入しないことから、実際の保険料負担を直接的に示すものではない。

市町	基本情報				試算情報【1人あたり】							
	一般被保険者数 ※1 人	一般被保険者1人あたり所得金額 ※2 円	医療費指数 ※3	標準的な収納率 ※4 %	(平成28年度予算ベース)				(平成29年度推計)			
					保険料収納必要額(法定外繰入後) ※5 円	法定外繰入金等の見込額 ※6 円	保険料収納必要額(法定外繰入前) ※7 円	納付金方式(シェア方式)の導入等による影響額 ※8 円	保険料収納必要額(法定外繰入前) ※9 円	⑨に対する増減率 % ⑤÷⑨	①に対する増減率 % ⑤÷①	
広島市	252,791	574,815	1.161	87.63	122,985	6,201	129,186	5,563	134,749	4.31	9.57	
呉市	47,980	482,023	1.137	93.85	128,548	18,757	147,305	▲23,691	123,614	▲16.08	▲3.84	
竹原市	6,778	438,966	1.110	94.29	114,209	15,257	129,466	▲11,165	118,301	▲8.62	3.58	
三原市	21,799	508,429	1.073	94.68	122,804	11,663	134,467	▲9,098	125,369	▲6.77	2.09	
尾道市	33,728	479,406	1.080	94.00	113,900	17,890	131,790	▲8,539	123,251	▲6.48	8.21	
福山市	102,742	481,059	1.022	90.47	110,915	13,271	124,186	▲1,144	123,042	▲0.92	10.93	
府中市	8,658	480,871	0.985	93.53	112,385	6,675	119,060	3,996	123,056	3.36	9.50	
三次市	11,214	514,804	1.139	95.59	105,275	34,456	139,731	▲11,413	128,318	▲8.17	21.89	
庄原市	7,929	491,389	1.068	96.57	116,205	4,832	121,037	4,517	125,554	3.73	8.05	
大竹市	7,012	571,180	1.127	94.43	128,540	19,544	148,084	▲14,855	133,229	▲10.03	3.65	
府中町	10,479	572,136	1.113	93.09	131,542	7,599	139,141	▲4,840	134,301	▲3.48	2.10	
海田町	6,008	576,898	1.095	94.17	117,691	8,651	126,342	7,970	134,312	6.31	14.12	
熊野町	6,221	560,501	1.070	94.81	111,233	5,787	117,020	11,041	128,061	9.44	15.13	
坂町	2,929	508,743	1.232	94.15	115,598	0	115,598	10,169	125,767	8.80	8.80	
江田島市	7,146	511,126	1.230	93.99	127,410	20,317	147,727	▲17,874	129,853	▲12.10	1.92	
廿日市市	26,949	626,217	1.029	94.59	125,644	16,786	142,430	▲2,636	139,794	▲1.85	11.26	
安芸太田町	1,654	451,745	1.181	96.27	99,796	37,175	136,971	▲15,370	121,601	▲11.22	21.85	
北広島町	4,278	538,057	1.043	94.15	108,294	12,845	121,139	8,866	130,005	7.32	20.05	
安芸高田市	6,552	520,793	1.093	96.08	128,713	1,692	130,405	▲1,991	128,414	▲1.53	▲0.23	
東広島市	36,738	525,651	1.011	92.13	117,333	9,188	126,521	2,120	128,641	1.68	9.64	
大崎上島町	2,059	498,360	1.227	96.30	101,653	29,754	131,407	▲4,065	127,342	▲3.09	25.27	
世羅町	3,848	484,205	0.907	97.17	103,332	23,717	127,049	▲3,270	123,779	▲2.57	19.79	
神石高原町	2,199	468,323	0.977	98.28	96,549	9,096	105,645	16,082	121,727	15.22	26.08	
全県	617,691	535,194	1.092	90.77	119,249	11,058	130,307	▲526	129,781	▲0.40	8.83	

- ※1: 国保事業報告システム連携ファイルの一般被保険者数(平成28年4月～8月)の平均
- ※2: 市町村基礎ファイルの一般被保険者課税限度額控除後所得(平成28年度)から算出
- ※3: 国保事業費納付金等算定標準システムの試算結果から算出(平成25年度～27年度の3年平均で、年齢調整後の地域差指数に相当)
- ※4: 国民健康保険の現況から算出(平成25年度～27年度の過去3年間の実収納率の平均)
- ※5: 市町村基礎ファイルの1人あたり平均保険料額
- ※6: 市町村基礎ファイルの係数算定シートから算出
- ※7: 国保事業費納付金等算定標準システムの試算結果から算出(「シミュレーション結果(市町村比較)リスト」の前年度各市町村の1人あたり保険料額)＝(市町村基礎ファイルの1人あたり平均保険料額)
- ※8: 納付金等算定ガイドラインに沿った算定方法を基に、保険料率の統一のために、公費や経費等を調整するとともに、医療費指数を反映しない(反映係数α=1)試算を行ったことによる影響額
- ※9: 国保事業費納付金等算定標準システムの試算結果から算出(「シミュレーション結果(市町村比較)リスト」の各市町村の1人あたり保険料額)

激変緩和措置【試算】の内容

- 過年度(滞納繰越分)の保険料収納見込額の納付金基礎額(経費)への振り替え
現年度分の収納率向上に努め、計画的に削減を行う猶予期間として、激変緩和措置期間中は県全体の公費扱い(特定財源)とせず、各市町の留保財源とする。
- 公費による調整(国のガイドラインに基づく激変緩和措置)
新制度の一人当たりの保険料収納必要額(市町が本来集めるべき保険料総額の一人分)が、基準年度に比べて一定割合(自然増等)以上増加すると見込まれる市町について、県繰入金(2号分)の一部を活用し、当該必要額を減額する。
- 県独自調整(市町間の負担水準調整)
新制度の一人当たりの保険料収納必要額が、現行保険料水準に比べて下回る市町の財源を活用し、同必要額が増加する市町の増加率を抑制する。

市町ごとの収納率を反映した準統一の市町村標準保険料率【試算】

(モデルケースによる保険料額)
[市町間の比較をすることも可能である。]

試算条件等
 ○平成29年度の市町村標準保険料率は、市町毎の保険料収納必要額に、標準的な収納率を反映して算出したものである。
 ○モデルケースは、世帯主(40歳)、給与収入約360万円(基礎控除後所得200万円)、配偶者(40歳)、所得なし、固定資産税なしの2人世帯(介護分を含む)である。
 ○全県の数値は標準的な収納率を90.77%とした場合の統一保険料率に相当する。
 ○増減割合には、算定方式を4方式から3方式(資産割の廃止)にすることに伴う影響も含まれる。

市町	平成28年度の現行保険料率 ※10					平成29年度の市町村標準保険料率 ※11					増減割合 %
	保険料額 円 ⑥	応能割		応益割		保険料額 円 ⑦	応能割		応益割		
		所得割率 %	資産割率 %	均等割額 円	平等割額 円		所得割率 %	資産割率 %	均等割額 円	平等割額 円	
広島市	372,067	12.59	0	39,502	41,263	401,746	12.94	0.00	53,558	35,830	7.98
呉市	410,160	14.70	0	39,840	36,480	375,276	12.09	0.00	50,010	33,456	▲8.50
竹原市	387,100	13.10	30.00	45,200	34,700	373,650	12.04	0.00	49,775	33,300	▲3.47
三原市	366,700	12.30	12.00	41,600	37,500	371,903	11.98	0.00	49,570	33,163	1.42
尾道市	367,120	12.50	20.00	42,120	32,880	374,861	12.08	0.00	49,929	33,403	2.11
福山市	370,720	13.37	0	37,800	27,720	389,462	12.55	0.00	51,878	34,706	5.06
府中市	378,460	13.10	0	42,960	30,540	376,730	12.14	0.00	50,180	33,570	▲0.46
三次市	302,800	10.16	17.50	36,800	26,000	368,444	11.87	0.00	49,098	32,848	21.68
庄原市	339,100	11.30	39.90	40,900	31,300	364,716	11.75	0.00	48,601	32,514	7.55
大竹市	340,350	10.82	28.53	40,490	42,970	373,054	12.02	0.00	49,702	33,250	9.61
府中町	321,800	9.80	24.10	44,900	36,000	378,362	12.19	0.00	50,417	33,728	17.58
海田町	286,600	8.35	22.86	44,800	30,000	373,820	12.04	0.00	49,839	33,342	30.43
熊野町	276,000	7.50	14.30	46,100	33,800	371,524	11.97	0.00	49,503	33,118	34.61
坂町	308,500	9.20	35.00	43,500	37,500	374,048	12.05	0.00	49,849	33,350	21.25
江田島市	320,000	10.20	31.00	41,500	33,000	374,874	12.08	0.00	49,934	33,406	17.15
廿日市市	323,600	9.80	17.90	46,300	35,000	372,230	11.99	0.00	49,618	33,194	15.03
安芸太田町	290,600	9.50	50.00	36,800	27,000	365,920	11.79	0.00	48,752	32,616	25.92
北広島町	297,200	9.10	35.30	40,500	34,200	374,048	12.05	0.00	49,849	33,350	25.86
安芸高田市	353,400	11.40	40.00	46,600	32,200	366,576	11.81	0.00	48,848	32,680	3.73
東広島市	362,700	11.60	0	46,100	38,500	382,365	12.32	0.00	50,942	34,081	5.42
大崎上島町	257,900	8.20	54.80	35,000	23,900	365,879	11.79	0.00	48,737	32,605	41.87
世羅町	324,700	10.90	20.00	40,300	26,100	362,513	11.68	0.00	48,300	32,313	11.65
神石高原町	262,300	8.55	45.20	33,100	25,100	358,456	11.55	0.00	47,754	31,948	36.66
全県	-	-	-	-	-	388,048	12.50	0.00	51,706	34,591	-

- ※10: 平成28年度に市町が賦課した国保料(税)率
- ※11: 国保事業費納付金等算定標準システムの試算結果から算出

モデルケース(40歳の夫婦2人、給与収入360万円の世帯)による保険料額

